

男鹿市条例第22号

男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例(平成17年男鹿市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<small>の</small>100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<small>の</small>100分の115に相当する額」と、「100分の125」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

第2条 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<small>の</small></p>	<p>(手当の支給)</p> <p>第4条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、条例第15条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額<small>の</small></p>

改正後	改正前
<p>100 分の 115 に相当する額」と、「100 分の 125」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>100 分の 115 に相当する額」と、「100 分の 125」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の男鹿市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。